

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	12	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> その他（特別土地保有税、都市計画税）		
要望項目名	障害者総合支援法および児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する不動産や固定資産、施設については、それぞれ不動産取得税、固定資産税、事業所税等が課されていない。</p> <p>・ 特例措置の内容 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号。以下「改正法」という。）により、社会福祉事業として位置づけられている、</p> <p>・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児通所支援事業、</p> <p>・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業</p> <p>について、その対象となる新たなサービスの創設や、既存のサービスの対象を拡大するなどの見直しを行ったところ。改正法による改正後の障害児通所支援事業及び障害福祉サービス事業の用に供する不動産、固定資産、施設について、それぞれ不動産取得税、固定資産税、事業所税等の非課税対象とすること。</p>		
関係条文	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）第73条の4第1項、第348条第2項、第586条第2項、第701条の34第3項、第702条の2第2項 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第36条の10第2項、第49条の15第2項、第56条の26の5</p>		
減収見込額	<p>[初年度] 精査中 (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、本措置を講ずることで、障害者等の支援の充実を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 改正法の施行（平成30年4月1日）に伴い、新たな障害福祉サービスの創設等に伴う税制上の措置を講ずる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		
ページ	12—1		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標Ⅷ) 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること (施策目標1) 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること
	政策の達成目標	障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することにより、地域社会における共生の実現を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	改正法による改正後のサービスについて、税制上、現行のものと公平な取り扱いをすることは、利用者やその家族、障害福祉サービス事業者等の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当である。 また、こうした措置を講ずることで、障害者の福祉の増進を実現することができる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 28 年度も同様の要望を提出
	ページ
	12—3